

群馬大学共同教育学部附属教育実践センター学部・附属学校連携推進室内規

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同教育学部附属教育実践センター規程第4条第2項の規定に基づき、群馬大学共同教育学部附属教育実践センター学部・附属学校連携推進室（以下「学部・附属学校連携推進室」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 学部・附属学校連携推進室は、子どもサポート活動推進委員会、教員養成FD活動推進委員会及び学部・附属学校共同研究推進委員会の活動を通して、共同教育学部、大学院教育学研究科及び附属学校の教育研究連携の推進を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 学部・附属学校連携推進室は、前条の目的を達成するため、子どもサポート活動推進委員会、教員養成FD活動推進委員会及び学部・附属学校共同研究推進委員会の連絡調整を行う。

(職 員)

第4条 学部・附属学校連携推進室に、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) 室長

(2) その他必要な職員

(室 長)

第5条 室長は、共同教育学部の主担当を命ぜられた教員のうち学部長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、学部・附属学校連携推進室の業務を掌理する。

(雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、学部・附属学校連携推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。